

東京都北区商店街イベント支援事業補助金交付要綱

平成9年3月31日
8北産経第1617号区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、商店街等が行う地域活性化及び商業者の特性を生かした事業活動に対し、予算の範囲内において、経費の一部を補助することによって、地域の交流を通じた商店街等の活性化と消費者へのサービス向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「商店街」とは、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- (1) 区内の一定区域（以下「当該区域」という）で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- (2) 社会通念上消費者により、まとまった買い物場として認識されていること。
- (3) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
- (4) 当該区域で活動を行うための会則又は規約、役員名簿並びに24箇月分の決算書及び関係帳簿を有していること。

2 この要綱において、「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）による商店街振興組合
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による事業協同組合
- (4) 北区商店街連合会及び北区商店街振興組合連合会

3 「補助事業」とは、補助対象事業となるイベント事業をいう。

4 「小額支援事業」とは、補助事業のうち、第2項第1号から第3号までに掲げるもの（以下「小額支援事業補助対象団体」という。）が防災、環境等、当該小額支援事業補助対象団体に相応しいテーマを掲げて、総事業費36万円以下の事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。

5 「商店街の若手・女性グループ」とは、次に掲げる要件を全て満たすグループをいう。

- (1) 商店街関係者及びその同居する同一生計の親族であって、年度末年齢49歳以下の者（以下「若手」という。）又は女性の5名以上で構成されていること。
- (2) 若手又は女性が、イベントの企画及び実行を担う者（以下「構成員」という。）の過半数を超えること。
- (3) 若手又は女性がグループの代表者となること。
- (4) 構成員の過半数及び代表者が商店街役員となるグループでないこと。

6 「若手・女性支援事業」とは、補助事業のうち、商店街の若手・女性グループが総事業費100万円以下の事業（他の商店街との共催事業を除く。）を実施する場合、特別に支援する事業をいう。

(商店街等に対する補助金の交付対象)

第3条 区長は、商店街等が行う事業のうち、別表第1の補助対象事業（小額支援事業及び若手・女性支援事業を除く。以下「一般補助対象事業」という。）を行うために必要な経費であって、別表第2に掲げる補助対象経費のうち、区長が必要かつ適当と認め、

使途、単価、規模等の確認ができるものについて、商店街等に補助するものとする。

2 商店街等に補助することができる一般補助対象事業は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数以内とする。

(1) 一の商店街等がその年度において行う一般補助対象事業の全てが当該一の商店街等が単独で行うものである場合 その年度において2回

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 その年度において3回

3 4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、かつ、完了した商店街等が行う一般補助対象事業に限り、補助金の交付対象とする。

(小額支援事業補助対象団体に対する補助金の交付対象)

第3条の2 区長は、小額支援事業補助対象団体が行う小額支援事業を行う経費であって、別表第2に掲げる補助対象経費のうち、区長が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、小額支援事業補助対象団体に補助するものとする。

2 小額支援事業補助対象団体に補助することができる小額支援事業は、同一年度1事業とする。

3 小額支援事業に係る補助は、次に掲げる場合には申請できない。

(1) 当該年度において一般補助対象事業及び別表第3に掲げる商店街振興に係る事業を申請する場合

(2) 前年度において一般補助対象事業及び別表第3に掲げる商店街振興に係る事業についての補助金の交付を受けた場合

4 前条第3項の規定は、小額支援事業に係る補助金について準用する。

(商店街の若手・女性グループに対する補助金の交付対象)

第3条の3 区長は、商店街の若手・女性グループが行う若手・女性支援事業のうち、別表第1の補助対象事業を行うために必要な経費であって、別表第2に掲げる補助対象経費のうち、区長が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、商店街の若手・女性グループに補助するものとする。

2 商店街の若手・女性グループに補助することができる若手・女性支援事業は、同一年度1事業とする。

3 第3条第3項の規定は、若手・女性支援事業に係る補助金について準用する。

(補助率及び補助限度額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 一般補助対象事業に係る補助金の額

補助対象経費の3分の2以内とし、別表第4に掲げる補助限度額の範囲内とする。

(2) 小額支援事業に係る補助金の額

補助対象経費の9分の8以内とし、別表第4に掲げる補助限度額の範囲内とする。

(3) 若手・女性支援事業に係る補助金の額

補助対象経費の9分の8以内とし、別表第4に掲げる補助限度額の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする商店街等（小額支援事業補助対象団体及び商店街

の若手・女性グループを含む。以下同じ。)は、原則として、区長が定めた期日までに東京都北区商店街イベント支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、東京都北区商店街イベント支援事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、補助の目的に適合しないと認めるときは、速やかに補助金の不交付を決定するとともに、東京都北区商店街イベント支援事業補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、商店街等に対し、その結果を通知するものとする。

2 前項の規定による補助金交付決定の額は、事業ごとの第4条の規定により算出する額又は補助金交付申請額のいずれか低い額を合計した額とする。

(交付の条件)

第7条 区長は交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金を補助事業以外の事業に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容について変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を区長に提出すること。
- (4) 補助事業に関する収支を記載した帳簿を備え、経理の状況を明らかにし、関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間、これを保管し、区が開示を求めた際はこれに応じるものとする。
- (5) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
- (6) 取得財産等については、商店街等が行う事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (7) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を得ること。
- (8) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区長に納付しなければならないこと。
- (9) 商店街等が行う事業の完了後、区長から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は商店街等が行う事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。
- (10) その他特に区長が定めた条件

(申請の取下げ)

第8条 商店街等は、第6条に規定する交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

2 商店街等は、第5条の規定による交付申請後に申請を取り下げようとするときは、そ

の旨を記載した書面を区長に提出するものとする。

(事故報告)

第9条 商店街等は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けるものとする。

(補助事業の内容変更等)

第10条 商店街等は、事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合には、あらかじめ東京都北区商店街イベント支援事業変更(中止)承認申請書(別記第4号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認をしたときは、東京都北区商店街イベント支援事業変更(中止)承認書(別記第5号様式)を、商店街等に交付するものとする。

(実績報告)

第11条 商店街等は、補助事業が完了したときは、区長が定めた期日までに、速やかに東京都北区商店街イベント支援事業補助金実績報告書(別記第6号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、関係書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき額の補助金を確定し、東京都北区商店街イベント支援事業補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により商店街等に通知するものとする。

2 前項の規定による交付すべき補助金の確定額は、前条により算出した額と第6条により交付決定した額のいずれか低い額とする。

(補助金の請求)

第13条 商店街等は、前条に規定する確定通知書を受け取ったときは、速やかに東京都北区商店街イベント支援事業補助金請求書(別記第8号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の前金払い請求)

第14条 商店街等は、補助交付決定額が50万円を超える補助事業について、補助事業を円滑に執行するために必要がある場合は、補助交付決定額の2分の1を上限に、補助金の前金払いを請求することができる。

2 前項に規定する補助金の前金払いを請求しようとする商店街等は、東京都北区イベント支援事業補助金前金払請求書(別記第9号様式)を補助事業実施開始日2カ月前までに区長に提出するものとする。

3 区長は、前項に規定する請求について、その内容を審査し、必要かつ適切であると認めるときは、商店街等に対し、当該請求金額を支払うものとする。

(補助金の支払い)

第15条 区長は、第13条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を商店街等に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 商店街等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに東京都北区商店街イベント支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記第10号様式)により報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額相当額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 区長は、補助金の交付決定を受けた商店街等が、次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、商店街等に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、第12条の規定により商店街等に交付すべき補助金の額が確定した場合において、その額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第19条 商店街等は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存するものとする。

(検査)

第20条 商店街等は、区長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合、又は補助事業について報告を求めた場合はこれに応じるものとする。

(違約金及び延滞金の納付)

第21条 第17条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第18条の規定により補助金の返還を命じたときは、区長は、商店街等が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を商店街等に納付させなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、商店街等が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

- 第22条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 前条第1項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、商店街等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

- 第23条 第21条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（委任）

- 第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から当分の間、第3条第3項の規定の適用については、同項中「4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、かつ、完了した商店街等が行う一般補助対象事業」とあるのは、「4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、かつ、完了した商店街等が行う一般補助対象事業及び令和元年度に第6条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を受けた一般補助対象事業と区長が同一と認める令和2年度中に実施を予定していた一般補助対象事業が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった場合における当該一般補助対象事業（以下「中止事業」という。）の実施準備に要した費用のうち令和元年度及び令和2年度に支出した補助対象経費（以下「特例対象経費」という。）がある中止事業」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定により、第3条第3項の規定を読み替えて適用する場合の中止事業における特例対象経費に係る補助金の詳細及び交付申請等の手続については、地域振興部長が別に定めるところによるものとする。

付 則（平成15年3月31日付14北地産第1150号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月31日付15北地産第1049号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年6月9日付17北地産第95号）
この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則（平成18年3月31日17北地産第773号）
この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則（平成21年3月31日区長決裁20北地産第2765号）
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月31日区長決裁21北地産第3203号）
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日区長決裁23北地産第3073号）
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月22日区長決裁24北地産第2832号）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月27日区長決裁25北地産第3082号）
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日区長決裁27北地産第1003号）
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月30日区長決裁27北地産第3185号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月12日区長決裁30北地産第3215号）
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月26日区長決裁31北地産第3271号）
この要綱は、令和2年3月26日から施行する。

付 則（令和3年11月12日区長決裁3北地産第2271号）
この要綱は、令和3年11月12日から施行する。

付 則（令和4年1月13日3北地産第2694号副区長専決）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月29日区長決裁4北地産第3265号）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業

<p>(1) 文化、歴史など地域資源を活かしたイベント ア 季節のイベント（七夕、盆踊り、クリスマス等） イ スポーツイベント ウ スタンプラリー及びウォークラリー エ 各種フェスティバル及びコンクール（コンサート、音楽祭、ストリートアート、 シャッターアートコンクール等） オ 地産地消イベント カ 観光物産展 キ 朝市及び夜市</p>
<p>(2) 資源リサイクル、環境対策に資するイベント ア エコキャンペーン（アルミ缶、ペットボトル等回収、エコバッグ配布、ごみゼロ イベント等） イ クリーンキャンペーン（地域清掃イベント等） ウ フリーマーケット エ リサイクル用品フェア</p>
<p>(3) 地域福祉、健康に資するイベント ア 高齢者用品フェア イ 高齢者等を招待してのイベント ウ 健康フェスティバル</p>
<p>(4) 防犯防災や生活安全に資するイベント ア 防犯・防災フェア イ 防災・避難体験訓練イベント ウ 交通安全キャンペーン</p>

- * 1 本事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細
区分の事項は例示である。
- 2 販売促進のために、チラシ、ポスター等の作成のみを行う事業は対象外とする。

別表第2（第3条、第3条の2、第3条の3関係）

イベント事業の補助対象経費

区 分	摘 要
事業周知に要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の製作費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
コピー代	
会場設営及び運営委託に要する経費	
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に 係る工事費	
イベントの企画及び運営の委託に要する経費	
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
会場賃借料	
金魚すくい、輪投げ等のゲーム類を行うための経 費	
景品購入費	景品単価10,000円以下の部分 総額で150万円以下の部分 不特定多数の者にあらかじめ周知し た個数以下の部分
抽選会及び福引の景品	等級、当選者数等を確認できるもの を具備
ビンゴ大会、クイズ大会等のゲーム景品及び副賞	
記念品購入費	
イベント参加者用記念品	不特定多数の者にあらかじめ周知し た個数以下の部分
イベント来場者用無料配布品	
出演料	
大道芸、コンサート等イベント出演者に対する出 演料	1件当たり1日100万円以下の部分
その他諸経費	
イベント事業のために臨時に雇い入れた短期雇 用者の賃金	1時間当たり1,200円以内の部分
イベント事業への協力、設備、物品等の提供等に 対する個人又は団体への謝礼	行政機関に対する謝礼は除く。

賠償責任保険料傷害保険料	準備及び撤去期間を含む。 使用用途及び使用量が明確な部分
光熱水費	
振込手数料	
送料	
道路使用許可手数料	
事業系一般ごみ処理手数料又はごみ処理券購入費	
事業実施に直接必要な備品購入費	
事業実施に直接必要な消耗品費	
事業実施に直接必要な駐車場、倉庫等の賃借料	
イベントで使用した共有物のクリーニング代	
撮影代	

- * 1 各区分に掲げる細区分の事項は例示である。
- 2 百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。
- 3 販売促進のために、チラシ、ポスター等の作成のみを行う事業は対象外とする。
- 4 区長が必要かつ適当と認める範囲に限り、前年度に発生した経費であっても、補助対象経費とする。

イベント事業の補助対象外とする経費

区 分	摘 要
役員や来賓者等の特定の者に係る経費	
飲食費	
記念品に係る経費	
案内状送付に係る経費	
行政機関に対する謝礼	
ボランティアに係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）に対して支出する経費	
アルバイト賃金	
謝礼	
会議費	
飲食費	
共催団体に対して支出する経費	

景品購入費	
景品単価が1万円を超える景品購入費	
総額で150万円を超える景品購入費	
現金及び宝くじ	
事前周知した個数を超える景品購入費	
配布されていない景品購入費	
換品されていない商店街が発行する商品券購入費	
使用実績のないもの	
補助事業に直接必要のない経費	
インターネットホームページの開設経費	
パソコンの周辺機器等の購入費	
備品の購入費	
文具等の購入費	
イベント期間外の賠償責任保険、傷害保険料等	
総額1万円を超える撮影費	
広告宣伝費以外に係るコピー代	

* 各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

別表第3（第3条の2関係）

商店街振興に係る事業

- (1) 東京都北区商店街環境整備事業（小額支援事業を除く。）
- (2) 東京都北区がんばる商店街支援事業（小額支援事業を除く。）
- (3) 東京都北区商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業
- (4) 東京都北区商店街街路灯LED化及び再生可能エネルギー活用等推進事業

別表第4（第4条関係）

補助限度額

区 分	限度額
一の商店街等がその年度において行う一般補助対象事業（当該一の商店街等が単独で行うものに限る。）のうち1回目に実施するもの	5,000千円
一の商店街等がその年度において行う一般補助対象事業（当該一の商店街等が単独で行うものに限る。）のうち2回目に実施するもの	500千円
複数の商店街等がその年度において行う一般補助対象事業（当該複数の商店街等が共催して行うものに限る。）	3,000千円
小額支援事業	320千円
若手・女性支援事業	88万8千円